

木造住宅の耐震診断に 補助金を交付します

建築住宅グループ (☎☎4399)

市は、建物所有者に対し、市内の木造住宅の耐震診断の実施に要する費用の一部を補助します。

補助金を受けるためには市が定めた要件を満たすことが必要です。

- ▶ **募集期間** 10月1日(水)~24日(金)
- ▶ **募集件数** 10件(申し込み順)
- ▶ **補助額** 耐震診断に要する費用の3分の2
(限度額5万円)

▶ 主な条件

- ・一戸建て住宅または併用住宅であること
- ・地上2階建て以下の在来軸組工法であること
- ・所有者(個人に限る)が居住する住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
- ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
- ・市税の滞納がないこと

▶ **申し込み** 補助を希望する所有者は、建築住宅グループ備え付けの書類に必要事項を記載し、提出してください

※書類提出時に図面などを持参願います。

臨時福祉給付金

平成26年
10月31日
まで

申請受け付けを**延長**します

臨時福祉給付金の給付対象となる可能性のある方に対し、案内文書や申請書などを送付していますので、期限までに申請の手続きを行ってください。期限を過ぎると申請ができなくなります。

問い合わせ 社会福祉グループ

(☎☎1911)

子育て世帯臨時特例給付金の
申請受け付けは9月30日(火)で
締め切りました

受け付けは
締め切り
ました

やむを得ない事情により期間内に申請ができなかった方は、子育てグループにお問い合わせください。

問い合わせ 子育てグループ (☎☎5634)

10月1日から7日は全国労働衛生週間です

『みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理』

厚生労働省は、労働衛生意識の向上と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、全国労働衛生週間を実施します。

近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっています。労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置などの適切な実施が重視されており、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指しています。 **問い合わせ** 室蘭労働基準監督署 (☎☎6131)

FMひゅーで
市からのお知らせを
放送しています

周波数84.2メガヘルツ
室蘭まちづくり放送(株)
(☎☎1662)

▶ **市からのお知らせ特大号『防災』**
10月23日(木) 17時30分

▶ **市からのお知らせ**
月・木曜日(各日2回) 7時57分、
17時51分

問い合わせ

企画調整グループ (☎☎6586)

市のフェイスブックで市内の情報を発信中!

意外と知られていない市内のオススメスポット情報や季節のイベント、まちの情報などをお届けしています。QRコードやウェブでアクセスしてください。



<https://www.facebook.com/noboribetsu.city>

登別メールマガジン『のぼまが』をご利用ください

『のぼまが』に登録すると、市内のおでかけ情報などが月に1度メールで配信されます。

▶ **登録方法** nobomaga@ml.nishi-iburi.jpにメールを送り、自動返信されるメールに記載されているURLをクリックしてください



▶ **問い合わせ** 企画調整グループ (☎☎6586)

道営住宅入居者募集

●募集住宅（5戸）

団地名	棟番号	広さ・階数	面積	築年度	住宅分類
若山団地	A棟	(3LDK 3階)	69.6㎡	昭和62年	一般世帯向け（单身不可）
桜木団地	1号棟	(3LDK 3階)	78.5㎡	平成7年	一般世帯向け（单身不可）
新川団地	3号棟	(3LDK 3階)	73.9㎡	平成11年	一般世帯向け（单身不可）
であえーはまなす団地	B棟	(2LDK 2階)	58.5㎡	平成22年	一般世帯向け（单身不可）
桜木団地	5号棟	(3LDK 1階)	78.1㎡	平成8年	高齢者等世帯向け（单身不可）

【申し込み要件】

一般世帯者向け住宅 次の全ての要件に該当する方

- 世帯全体の収入が公営住宅法に定める基準内でそれを証明できる方
- 同居者がいる方
- 入居者および同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方

高齢者等世帯向け住宅 次のいずれかの要件に該当する方

- 入居者および同居者が60歳以上または18歳未満の世帯
- 夫婦のいずれかが60歳以上の高齢者夫婦のみの世帯、または高齢者夫婦と18歳未満の方がいる世帯
- 心身に一定の障がいがあり、手帳の交付を受けている方がいる世帯

※持ち家のある方・公営住宅や社宅などにお住まいの方は申し込みをすることはできません。

ただし、持ち家を処分してそれを証明できる方、公営住宅にお住まいで遠距離通勤や長期通院をしている方、社宅の退去が決まっておりそれを証明できる方は申し込みをすることができます。

※募集案内の設置場所については、お問い合わせください。

●受付期間・場所 10月23日(木)・24日(金) 9時30分～16時30分・登別市民会館

●抽選会日時・場所 10月29日(水)10時～・室蘭市中小企業センター ※抽選会は公開で行います。

問い合わせ 〒050-0074 室蘭市中島町2丁目27-11 インプレス中島1階
北海道営住宅胆振管理センター公募係 (☎037240)

事業主の皆さんへ【小規模企業共済と経営セーフティ共済のご案内】

●経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先倒産により、売掛金債権などの回収が困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。『無担保・無保証人・無利子』で貸し付けが受けられ、積み立て掛け金の10倍の範囲内（最高8千万円）で被害額相当の共済金が借り入れできます。※掛け金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。掛け金月額は、5,000円から20万円の範囲内で自由に選べます。

●小規模企業共済（経営者のための退職金制度）

個人事業主や小規模企業の共同経営者、会社などの役員の方が事業をやめたり、退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るためにあらかじめ資金を準備しておく共済制度です。※掛け金は全額所得控除で、掛け金月額は1,000円から7万円の範囲内で自由に選べます。

問い合わせ 中小企業基盤整備機構共済相談室
(☎050-5541-7171)

法律相談いたします

**初回相談無料！
お気軽にご相談を！**

不動産の相続登記・名義変更手続
会社の設立・役員変更登記・定款作成
過払金返還請求・債務整理・破産手続

まずはお電話！ TEL0143-81-2000
HP:<http://www.kurosaki-office.com>

黒崎司法書士事務所

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

胆振から日本を元気に!

各種無料相談・出張相談を承ります。

- 震災・原発関連 ●相続・遺言 ●交通事故
- 離婚・養育費・慰謝料 ●消費者被害(悪徳高法)
- 消費者金融・信販会社・銀行等からの借入金の整理 など

北海道みらい法律事務所 弁護士 増川 拓 (札幌弁護士会)

相談は要予約 ☎0143-83-4131

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) P有

<http://www.hokkaido-mirai.com/>